

# 北斗市J-クレジット認証・販売事業企画提案指示（仕様）書

## 1 事業名

北斗市J-クレジット認証・販売事業

## 2 目的

北斗市有林を対象に、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、「J-クレジット制度」という。）に基づくJ-クレジットの認証・販売を行うことにより、その収入を持続可能な社会の実現を目指す市のゼロカーボン施策に活用することを目的とする。

## 3 対象

北斗市有林 4,983 h a

※北斗市ホームページ公開中（令和6年4月1日現在、北海道林業統計より）の数値。  
今後、市有林面積及び対象面積が増減することを加味した上で提案すること。

## 4 資料の貸与

参加表明した事業者には、以下の資料を電子媒体で提供する。

- (1) 森林経営計画（内容に変更が生じた場合は、その都度提供する。）
- (2) 森林調査簿

※上記資料については、本事業の提案資料作成を目的に提供するものであるため、目的外利用を禁じる。

そのほか、本事業の遂行上必要な資料で、市が所有しているものについては貸与する。  
この場合、本事業を実施する事業者は貸与されたリストを作成して、事業終了後、速やかに返却すること。

## 5 事業期間

協定締結日から令和16年3月31日まで（予定）

※プロジェクト期間は、約8年間を想定。

## 6 事業内容

本事業は、「J-クレジット制度」を活用して市のゼロカーボン施策を推進しようとするもので、事業概要は次のとおりとするが、詳細は本公募型プロポーザルにより提案された内容を踏まえ協定締結時の協議により決定する。

- (1) プロジェクト計画書作成・登録申請

「プロジェクト計画書」を作成し、登録申請を行う。

- (2) モニタリング実施・報告書作成

プロジェクト計画書に基づき、実際の二酸化炭素吸収量を算定するためのモニタリングを行い、モニタリングの実施結果に基づき吸収量を算定の上、「モニタリング報

告書」を作成し、J-クレジットの認証申請を行う。

### (3) 販売・維持管理

認証されたJ-クレジットを活用し、購入先を募集して市との協議を経て販売業務を行う。また、対象となる期間におけるモニタリングを毎年実施し、その結果をモニタリング報告書にまとめる。

### (4) 打ち合わせ

①業務に関する打ち合わせは、必要に応じて適宜実施するものとする。

②実施方法は、原則として、対面とするが、状況に応じてオンラインでの打ち合わせも可とする。

### (5) 成果品の提出

業務の成果品の提出については、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書（データ可。）、業務過程で収集したデータ等を1部ずつ提出とし、その他、北斗市が求めるものについて提出するものとする。

### (6) その他

本仕様書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われる事項については、北斗市へ提案、協議の上、これを決定し、行うものとする。また、業務の進捗については、北斗市に対して定期的に報告すること。

## 7 関係制度文書

本業務の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、次のJ-クレジット制度文書及び本市が定める「北斗市森林整備計画」を遵守して実施するものとする。

(1) 実施要綱Ver. 8.3 (2025年6月26日)

(2) 実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver. 11.2 (2025年6月26日)

(3) 同上（審査機関向け）Ver. 4.1 (2025年2月25日)

(4) モニタリング算定規程（森林管理プロジェクト用）Ver. 3.11 (2025年6月26日)

(5) 方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）Ver. 3.4 (2025年6月26日)

(6) 約款（プロジェクト実施者向け）Ver. 1.3 (2024年12月20日)

## 8 個人情報の保護

本業務により取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等関係法令に基づき取り扱うこと。

## 9 機密保持

(1) 本事業を実施する事業者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならない。事業終了後も同様とする。

(2) 本事業で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性が高く求められる資料を使用するため、紛失又は漏洩のないよう細心の注意を払うものとする。

## 10 提出書類

本事業を実施する事業者は、次の書類について市に提出すること。

- (1) 費用見積                    : 年度当初   1部
- (2) 販売先候補者一覧        : 各年度     1部
- (3) 販売報告書                : 毎月       1部
- (4) 事業収支報告書           : 年度末     1部
- (5) 事業経費内訳              : 年度末     1部
- (6) その他北斗市が必要と認め指定するもの

## 11 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、北斗市と必要十分な協議及び打ち合わせを行い、事業を遂行すること。
- (2) 本事業は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、目的達成のため、より効率的、効果的な意見等があれば提案すること。
- (3) 北斗市に提出された、企画提案書等について、その著作者はその内容の全部又は一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、都度、北斗市と協議の上で決定し、北斗市の指示に従うものとする。